

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年9月10日

長野県上田地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 上田地域広域観光推進事業に係る「発酵」をテーマとした地域の魅力PR事業業務

(2) 業務の目的

上田地域は千曲川ワインバレー（東地区）の一角を占めており、良質なワインの生産地であるとともに、味噌蔵や酒蔵、チーズ工房等、多種多様な発酵食の製造所が所在する。その魅力を活かし、県内で多くの観光客が訪れている軽井沢や周辺地域の観光客や滞在者等（20歳以上）をターゲットに、発酵食のPR活動を行い、消費と誘客の拡大を図る。

(3) 業務内容及び仕様書等

令和7年12月20日（土）に実施するしなの鉄道SR1系列車（100番台・2両編成）ツアーの催行で、別添仕様書（案）のとおり。

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 業務全般に関すること
- ② 車内での酒類・ノンアルコール飲料・ソフトドリンク提供について
- ③ 車内での軽食提供について
- ④ 田中駅・西上田駅での酒類・ノンアルコール飲料・おつまみ提供について
- ⑤ 車内での発酵食の楽しみ方等のガイド及び酒類・ノンアルコール飲料・軽食を提供する際の工夫について
- ⑥ 終着の上田駅における物販イベントについて
- ⑦ 終着の上田駅から「上田城下町・北国街道 柳町」への誘導について
- ⑧ ツアーの広報について
- ⑨ 予算の範囲内で、本業務の目的に質するための提案
- ⑩ その他（再委託・企画協力等の予定）

(5) 業務の実施場所

しなの鉄道株式会社が運行する軽井沢駅～屋代駅間の貸切列車内及び田中駅・西上田駅・上田駅周辺

(6) 履行期間又は履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで
（ツアー実施日：令和7年12月20日（土））

(7) 費用の上限額

1,243,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 旅行業法第2条に基づき第1種又は第2種旅行業の登録を受けている者であること。
- (8) 長野県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 上田地域振興局で行う説明会、プレゼンテーション及び打合せに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(2) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
- ② 参加要件具備説明資料総括書（様式第3号の附表）
- ③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和7年9月16日（火）正午（必着）

（持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、9月16日（火）は正午まで。（土曜日、日曜日及び休日*は除く。））

【※（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先・問い合わせ先

〒386-8555 長野県上田市材木町 1-2-6
長野県上田地域振興局 商工観光課 振興係
電 話：0268-25-7140（直通）
ファクシミリ：0268-24-0331
メール：uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp

③ 提出方法 持参、郵送、又はメールとします。

郵送又はメールの場合、提出期限までに長野県上田地域振興局商工観光課に到達したものに限り、また、到達したことを電話で担当課に確認してください。

(3) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(4) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）①）の3日前までに、書面により長野県上田地域振興局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に、書面（様式自由）により長野県上田地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 担当課（3（2）②に同じ。）
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(5) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年9月17日（水）午後2時30分～
- (2) 開催方法 オンライン形式
- (3) 留意事項 説明会には必ず参加してください。説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 担当課（3（2）②に同じ。）
- (2) 受付期間 令和7年9月10日（水）から令和7年9月19日（金）まで。（受付時間は午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。））
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

- (4) 回答方法 長野県上田地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年9月22日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第8号）

②企画書（様式第8号の附表1）

別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえたうえで、作成してください。ただし、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式での提案書でも構いません。なお、独自様式での企画書はA4サイズで作成してください。

③経費見積書（様式第8号の附表2）

任意様式での提出を可とします。

④企業概要又は企業概要パンフレット

再委託を行う場合は、当該事業者に係る資料を併せて提出してください。

(2) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「10 再委託の予定」又は「11 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年9月26日（金）必着（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先 担当課（3(2)②に同じ。）

③ 提出部数 7部（原本1部、副本6部）

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県上田地域振興局商工観光課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で担当課（3(2)②）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目		評価内容	配点
実施体制		・確実に業務を実施できる知見・体制・ノウハウがあるか。	15
	全体	・業務の目的を理解した提案内容であるか。 ・上田地域の発酵食の販路拡大につながる提案内容であるか。	15

業務内容	全体	・実現性のある提案内容であるか。 ・提案内容、スケジュール等から確実な実施が見込まれるか。	15
	ツアーの企画・運営	・具体的かつ効果的な企画となっているか。 ・委託者及びその他関係者との円滑な調整・協力体制のもと、運営できる体制となっているか。	15
	広報	・ツアーの参加者募集に係る広報は、現実的かつ適当であるか。 ・ツアーの実施状況及び上田地域の発酵食等について、県内外へ効果的にPRできる提案内容であるか。	15
	その他	・終着駅となる上田駅から周辺観光地（柳町）へ、乗客を誘客するためのより魅力的な仕掛けはあるか。	15
経済性		・業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられているか。 ・予算の範囲内で最大限の成果が得られる提案内容であるか。	10
合計			100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② 企画提案評価会議の構成員により、項目ごとにA～Eの5段階（「A：非常に優秀」、「B：優秀」、「C：普通」、「D：やや劣る」、「E：劣る」）により評価します。評価点は、各項目の配点に対して、A～Eの係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とします。
- ③ 各構成員は、企画提案者1者あたり100点満点で評価します。ただし、構成員における最高点の者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ④ 企画提案ごとに各構成員の点数を合計し、合計得点が最も高い事業者を委託候補者として採用します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により候補者を選定します。
- ⑤ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 - ・期日：令和7年9月30日（火）
 - ・時間：参加者へ個別に連絡します。
 - ・場所：上田合同庁舎南棟2階会議室（予定）

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県上田地域振興局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県上田地域振興局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県上田地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 担当課（3(2)②に同じ。）
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで。該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を電子メールにより長野県上田地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒386-8555 長野県上田市材木町 1-2-6 長野県上田地域振興局 商工観光課 振興係 電 話：0268-25-7140（直通） ファクシミリ：0268-24-0331 メール：uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県の協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。